

東京基督教大学 研究データポリシー 解説

2025年5月

「東京基督教大学 研究データポリシー」の各項目に実効性を持たせるため、用語の意味、定義等について以下に解説する。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動の過程または成果として研究者によって収集または生成されたデータを指す。

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータであり、デジタルか否かは問わない。また、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。具体的には、調査データ、調査票・質問票と回答、インタビュー記録、音声・映像データ、研究ノート、論文、発表予稿、講演資料、メディアコンテンツ、プログラム等である。
- (2) 研究者には、研究活動を行う本学の常勤および非常勤の教員、研究員に加えて、学部および大学院で研究指導を受ける学生も含む。これらの学生は研究指導教員等の指導に基づき研究データの管理を行う。
- (3) 研究者が過去に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には本ポリシーの対象となる。
- (4) 研究活動を事務的に支援する者は研究者には該当しない。
- (5) 本学における研究活動には、他機関に属する研究者が、共同研究等で本学のリソースを用いて研究活動を行う場合を含む。

(研究データの管理)

2. 研究データを収集または生成した研究者は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法的および倫理的要件にしたがって研究データを適切に管理する。

- (1) 研究データの管理とは、研究データの収集、生成、整理、加工、解析、保存、共有、公開、破棄等の、研究活動の開始から終了後までの過程において適切に研究データを取り扱うことを指す。
- (2) 研究データの管理にあたり、研究者には、法令、契約、本学の定める規程、各研究分野において要求される倫理指針等を遵守することが求められる。
- (3) 研究者が異動、退職等により本学に在籍しなくなる場合には、その管理する研究データの取り扱いについて事前に決めておかなければならない。

(研究データの公開等)

3. 研究者は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法令、本学規程、共同研究契約等によって制限される場合を除き、可能な限り研究データを公開し、その利活用を促進する。

- (1) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることである。公開には、利用者を限定せずに研究データの利用を許可する「公開」と、アクセス権を付与された限定された者に利用を許可する「共有」がある。公開しない場合は、「非公開」、「非共有」とする。
- (2) 研究データの公開方法、公開範囲、公開条件等については、それを収集または生成した研究者が決定することができる。

(大学の役割)

4. 本学は、研究者の研究データの管理、公開および利活用を支援する環境の整備を推進する。

本学による具体的な支援として、以下のものが考えられる。

- ・適切な研究データの管理に資するデータ管理基盤の提供
- ・研究データを公開するための機関リポジトリの提供
- ・研究データの管理計画策定や行動の支援
- ・研究データの管理、公開、利活用に関する情報提供